破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２４３号

香川県小豆郡小豆島町西村甲1513番地、住民票上の住所香川県小豆郡小豆島町西村甲1741番地
債務者　丸柱　善朗
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井　　実
4　破産債権の届出期間　平成24年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午前10時35分
6　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２４４号

香川県小豆郡小豆島町西村甲1513番地、住民票上の住所香川県小豆郡小豆島町西村甲1741番地
債務者　丸柱奈緒子（旧姓小根澤）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井　　実
4　破産債権の届出期間　平成24年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２１５７号

札幌市北区新琴似８条９丁目１番５―503号
債務者　宮嶋　健夫
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　勝裕
4　破産債権の届出期間　平成24年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３号

秋田県大館市御成町３丁目７番16号
債務者　伊藤　成子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤治兵衛
4　破産債権の届出期間　平成24年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第２９６号

山梨県中央市西花輪2607番地３
債務者　小泉　公春
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　杏奈
4　破産債権の届出期間　平成24年10月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９７号

山梨県中央市西花輪2607番地３
債務者　小泉　眞弓
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　杏奈
4　破産債権の届出期間　平成24年10月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１０号

三重県松阪市曽原町822番地10
債務者　すみれ歯科クリニックこと　末廣　豊
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成24年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１８号

愛媛県伊予郡砥部町高尾田1118番地
債務者　森田　照夫
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　破産債権の届出期間　平成24年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６２号

愛媛県宇和島市築地町１丁目４番15号
債務者　山下　善信
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　吉利
4　破産債権の届出期間　平成24年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第７８号

岐阜県大垣市鶴見町46番地　エクセル鶴見507
債務者　日比野昌俊
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一朗
4　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第３２２号

北海道名寄市風連町字旭2170番地
債務者　西村　隆司
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　破産債権の届出期間　平成24年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１６０号

札幌市東区北51条東６丁目４番16号　シャルム沢田Ｃ号棟201号
債務者　早坂　廣幸
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　敬治
4　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５７６号

名古屋市南区忠次１丁目４―５、住民票上の住所名古屋市南区明治２丁目30番１号
債務者　佐々木勇治
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深津　　治
4　破産債権の届出期間　平成24年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午前11時25分
6　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３３号

静岡県富士宮市大中里1206番地の15
債務者　遠藤　喜志
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　孝士
4　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係